

資料編



1. 用語解説

頭文字	用語（初出ページ）	説明
I	ICT（情報通信技術）（p. 5）	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。
S	SDGs（p. 5）	持続可能な社会の構築に向け、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連総会において採択された考え方。「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール、169のターゲットが設定されています。文京区では、区の最上位計画である「『文の京』総合戦略」において、この考え方を取り入れている。
あ	アカデミー文京（p. 24）	文京シビックセンター内にある生涯学習施設。レクリエーションホールをはじめ、茶室・和室、学習室、アトリエ、音楽室がある。また、絵画や書・写真など作品発表の場として、展示室も利用できる。
	あすチャレ！運動会（p. 33）	日本財団パラリンピックサポートセンターが提供する、パラスポーツで行う運動会プログラムのこと。
	新しい生活様式（p. 5）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策などを取り入れた生活様式のこと。
	ウェルネス（p. 65）	健康。心身の健康維持・増進を図ろうとする行動等。
か	関係人口（p. 6）	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
	軽登山（p. 42）	山頂まで到達することを目的としない山歩きのこと。
	国際交流フェスタ（p. 62）	日本人と外国人の文化を通じた相互理解の推進と、国際理解の促進を目的に区が毎年主催するイベントのこと。日本の伝統文化体験や、各国の音楽・舞踊等のステージパフォーマンスなどを観ることができる。
さ	サブカルチャー（p. 68）	大衆文化、若者文化等のこと。代表的なものとしては、漫画、アニメ、ゲーム等。
	社会教育関係団体（p. 24）	区では、社会教育法第10条に規定されている団体を「文京区社会教育関係団体登録要綱」に基づき、生涯学習の振興と社会教育関係の団体の育成を図ることを目的として登録している。
	スポーツ基本法（p. 3）	スポーツに関し、基本理念を定め、ならびに国及び地方公共団体の責務ならびにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもので、平成23年8月から施行された。
	スポーツ指導者（p. 31）	スポーツ推進委員、スポーツリーダー、スポーツ交流ひろば指導員等、地域の生涯スポーツ・レクリエーション等の普及・振興及び区民の自主的なスポーツ活動を支援する人。
	スポーツ推進委員（p. 38）	スポーツ基本法に基づき、区から委嘱された非常勤公務員で、スポーツの実技指導とスポーツに関する指導・助言を行うとともに、区民と行政を結ぶスポーツコーディネーターとしての役割を担っている。スポーツ基本法の施行により、平成23年8月から「体育指導委員」は「スポーツ推進委員」へ名称が変更となった。
	スポーツの力（p. 42）	スポーツを行うことによって得られる個人の健康の維持・増進のほか、感動や交流を通じた人間的な成長、地域を活性化させる社会的な効果といった多様な力を「スポーツの力」と捉える。
	スポーツボランティア（p. 34）	スポーツに関する活動やイベント等の運営や参加者を支えるボランティアのこと。
	スポーツリーダー（p. 38）	区からの委嘱を受けて、種目ごとに実技指導を行う指導者のこと。
	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）（p. 20）	人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。フェイスブック・ツイッター等。
	た	ダイバーシティ（p. 5）
地域アカデミー（p. 24）		区民の学習・文化活動の拠点として、生涯学習の充実、振興を図ることを目的とした施設。湯島、音羽、千石、茗台、向丘の5施設がある。

頭文字	用語（初出ページ）	説明
た	地域クラブ（p. 45）	総合型地域スポーツクラブ 身近な地域でスポーツに親しむことができ、自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。「多世代」「多種目」「多志向」の特徴を持つ。
	デジタルデバイド（p. 20）	情報通信技術（IT）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差。通常「情報格差」と訳される。
な	ニュースポーツ（p. 36）	勝敗よりも、年齢や体力に関わらず、楽しむことや人との交流を目的に、もともとある種目のエッセンスを活かしつつ、ルールや道具を改良したものや新たに創案されたもの。あるいは外国から新しく入ってきたスポーツの総称で、子どもの体力向上や中高年の健康維持・増進、高齢者の介護予防等、様々な分野で活用されている。
	ノルディックウォーキング（p. 42）	2本のポール（ストック）を使って歩行運動を補助し、運動効果をより増強するフィットネスエクササイズ的一种。クロスカントリースキーチームの夏場のトレーニングとしてフィンランドで始まった。
は	花の五大まつり（p. 60）	緑豊かなまちを楽しんでいただくために、毎年行う、四季折々の花（さくら、つつじ、あじさい、菊、梅の5つ）をテーマにしたまつり。
	パラスポーツ（p. 36）	広く障害者スポーツを表す言葉。
	文の京生涯学習司（p. 20）	生涯学習に関する一定の知識とスキルを習得し、生涯学習事業を企画・調整できる地域のリーダーとして文京区が認定した人。
	「文の京」総合戦略（p. 3）	区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画。平成22年6月に策定した基本構想の根幹となる理念や将来都市像を継承するとともに、各施策の基本となる考え方や主要課題の解決に向けた事業展開等を一体的に示しており、社会状況や行政需要の変化に適応する課題解決型の区政運営を推進する。
	文の京地域文化インタープリター（p. 20）	地域文化の価値を理解するために必要な知識や技術を習得した文京区の文化資源の案内役として文京区が認定した人。
	文の京ミュージアムネットワーク（p. 58）	区内には博物館、美術館等の文化芸術施設が数多くあることから、各館の相互の連携を図り、区内の文化芸術を発展・普及させるために、区内の38施設（令和4年3月時点）により構成された組織。
	ブラインドサッカー（p. 33）	いわゆる「見えないサッカー」。ゴールキーパー以外が全盲の選手で、アイマスクを装着し、音の出るボールを用いてプレーする。パラリンピック競技大会では、5人制サッカーと呼称された。
	文京アカデミア講座（p. 18）	地域、文学、歴史・社会、自然科学、芸術、暮らし、語学、健康・スポーツなど、多様な分野について学ぶことのできる生涯学習講座。
	文京アカデミアサポーター（p. 20）	講座の運営を支援するために、基礎知識を習得し、生涯学習等に貢献する人。
	ま	マイクロツーリズム（p. 15）
ミニテニス（p. 40）		テニスラケットを小さくしたものと、ビニール製の大きなボールを使い、バトミントンコートでダブルス制で行うテニス。
や	ユニバーサルスポーツ（p. 30）	年齢や障害の有無などに関わらず、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。
ら	レガシー（p. 5）	「遺産」のこと。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービス、スポーツ精神やボランティアマインド、文化的財産等をオリンピック・パラリンピックのためだけでなく、その後も長期にわたり享受できる社会の資産のこと。

2. 文京区アカデミー推進計画 検討経過

(1) 文京区アカデミー推進協議会経過

回数	開催日	主な検討内容
令和元年度		
第1回	令和元年6月10日(月)	○文京区アカデミー推進計画の改定について ○文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の実施について ○文京区アカデミー推進協議会の進め方について
第2回	令和元年8月26日(月)	○文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の調査項目(案)について ○分野別分科会について
第3回	令和2年1月20日(月)	○令和元年度文京区アカデミー推進計画の点検・評価について ○文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の結果について
令和2年度		
第1回	令和2年12月18日(金) ※書面開催	○令和2年度文京区アカデミー推進計画の点検・評価について
令和3年度		
第1回	令和3年4月16日(金)	○文京区アカデミー推進計画の改定方針について ○令和3年度文京区アカデミー推進協議会のスケジュールについて
第2回	令和3年5月10日(月) ※書面開催	○各分野の現状と課題について
第3回	令和3年7月5日(月)	○次期文京区アカデミー推進計画の構成(案)について ○次期文京区アカデミー推進計画の基本理念について ○次期文京区アカデミー推進計画の3つの多様性について ○分野別分科会の振り返りについて
第4回	令和3年9月17日(金) ※書面開催	○文京区アカデミー推進計画素案(案)について
第5回	令和3年10月8日(金)	○文京区アカデミー推進計画素案について
第6回	令和4年1月17日(月) ※オンライン開催(Zoom)	○文京区アカデミー推進計画(素案)パブリックコメントの実施結果について ○文京区アカデミー推進計画(案)について

(2) 文京区アカデミー推進協議会分科会経過

① 学習活動、文化芸術分野分科会

回数	開催日	主な検討内容
令和元年度		
第1回	令和元年11月12日(火)	○平成30年度の事業実施状況の点検と評価について(生涯学習分野)
第2回	令和元年11月25日(月)	○平成30年度の事業実施状況の点検と評価について(文化芸術分野)
令和2年度		
第1回	令和2年11月25日(水) ※書面開催	○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(生涯学習分野) ○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(文化芸術分野) ○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(横断的施策)
令和3年度		
第1回	令和3年6月8日(火) ※書面開催	○次期アカデミー推進計画の構成(案)について ○学習活動分野の定義及び現状と課題について
第2回	令和3年6月9日(水) ※書面開催	○次期アカデミー推進計画の構成(案)について ○文化芸術分野の定義及び現状と課題について
第3回	令和3年7月21日(水) ※書面開催	○学習活動分野の施策体系(案)について ○文化芸術分野の施策体系(案)について
第4回	令和3年8月25日(水) ※オンライン開催(Zoom)	○学習活動分野の施策体系等について
第5回	令和3年9月1日(水) ※オンライン開催(Zoom)	○文化芸術分野の施策体系等について

② スポーツ分野分科会

回数	開催日	主な検討内容
令和元年度		
第1回	令和元年11月11日(月)	○平成30年度の事業実施状況の点検と評価について(スポーツ分野)
第2回	令和元年12月2日(月)	○平成30年度の事業実施状況の点検と評価について(スポーツ分野)
令和2年度		
第1回	令和2年11月25日(水) ※書面開催	○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(スポーツ分野) ○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(横断的施策)
令和3年度		
第1回	令和3年6月8日(火) ※書面開催	○次期アカデミー推進計画の構成(案)について ○スポーツ分野の定義及び現状と課題について
第2回	令和3年7月21日(水) ※書面開催	○スポーツ分野の施策体系(案)について
第3回	令和3年9月6日(月) ※オンライン開催(Zoom)	○スポーツ分野の施策体系等について

③ 観光、国内・国際交流分野分科会

回数	開催日	主な検討内容
令和元年度		
第1回	令和元年11月14日(木)	○平成30年度の事業実施状況の点検と評価について(観光分野)
第2回	令和元年11月25日(月)	○平成30年度の事業実施状況の点検と評価について(交流分野)
令和2年度		
第1回	令和2年11月25日(水) ※書面開催	○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(観光分野) ○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(国際交流分野) ○令和元年度の事業実施状況の点検と評価について(横断的施策)
令和3年度		
第1回	令和3年6月7日(月) ※書面開催	○次期アカデミー推進計画の構成(案)について ○観光分野の定義及び現状と課題について
第2回	令和3年6月8日(火) ※書面開催	○次期アカデミー推進計画の構成(案)について ○国内・国際交流分野の定義及び現状と課題について
第3回	令和3年7月21日(水) ※書面開催	○観光分野の施策体系(案)について ○国内・国際交流分野の施策体系(案)について
第4回	令和3年8月23日(月) ※オンライン開催(Zoom)	○国内・国際交流分野の施策体系等について
第5回	令和3年8月30日(月) ※オンライン開催(Zoom)	○観光分野の施策体系等について

(3) 文京区アカデミー推進本部経過

回数	開催日	主な検討内容
令和元年度		
第1回	令和元年5月29日(水)	○文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の実施について ○文京区アカデミー推進計画の点検・評価の実施について
第2回	令和元年8月7日(水)	○文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の調査項目(案)について
第3回	令和2年1月20日(月)	○令和元年度文京区アカデミー推進計画の点検・評価について ○文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の結果について
令和2年度		
第1回	令和3年1月20日(水)	○文京区アカデミー推進計画の点検・評価について
令和3年度		
第1回	令和3年7月7日(水)	○文京区アカデミー推進計画の改定について
第2回	令和3年10月27日(水)	○文京区アカデミー推進計画の素案について
第3回	令和4年1月28日(金)	○文京区アカデミー推進計画(案)について

3. 文京区アカデミー推進協議会 名簿

(敬称略、計 27 名)

分野	氏名	団体・役職等	所属分科会
学識経験者	山田 徹雄	跡見学園女子大学名誉教授	観光、国内・国際交流
学識経験者	田中 雅文	日本女子大学人間社会学部教授	学習活動、文化芸術
学識経験者	青木 和浩	順天堂大学スポーツ健康科学部教授	スポーツ
生涯学習関係団体	増田 純	文京アカデミア学習推進委員会	学習活動、文化芸術
生涯学習関係団体	片貝 憲 ^{注1} 三浦 武裕	文京アカデミア生涯学習支援者の会	学習活動、文化芸術
スポーツ関係団体	井上 充代	文京区スポーツ推進委員会	スポーツ
スポーツ関係団体	酒井 宏	文京区体育協会	スポーツ
文化芸術関係団体	高澤 芳郎	シエナ・ウインド・オーケストラ	学習活動、文化芸術
文化芸術関係団体	牧野 恒良	公益社団法人 宝生会	学習活動、文化芸術
観光関係団体	白井 圭子 ^{注2} 小能 大介	一般社団法人文京区観光協会	観光、国内・国際交流
商工団体	関 誠	東京商工会議所文京支部	観光、国内・国際交流
国内交流団体	宮内 秀和 ^{注3} 内藤 雅義	津和野町東京事務所	観光、国内・国際交流
国際関係団体	佃 吉一	公益財団法人 アジア学生文化協会	観光、国内・国際交流
町会団体	杉田 明治	文京区町会連合会	観光、国内・国際交流
女性団体	増田 みゆき	文京区女性団体連絡会	学習活動、文化芸術
商店街団体	清水 恵一	文京区商店街連合会	観光、国内・国際交流
障害者団体	小西 明子	文京区肢体障害者福祉協会	スポーツ
高齢者団体	彼島 翼	文京区高齢者クラブ連合会	観光、国内・国際交流
青少年団体	水木 優香	文京区青少年委員会	スポーツ
P T A	富田 直美	小学校 P T A 連合会	スポーツ
P T A	田口 稔己	中学校 P T A 連合会	学習活動、文化芸術
指定管理者	柳下 幸 ^{注4} 松井 良泰	公益財団法人 文京アカデミー	学習活動、文化芸術
区民	堀 正孝	区民公募委員	スポーツ 観光、国内・国際交流
区民	山内 豊	区民公募委員	学習活動、文化芸術 スポーツ
区民	高橋 由貴子	区民公募委員	学習活動、文化芸術
区民	小島 えりか	区民公募委員	観光、国内・国際交流
区民	今井 瑛里子	区民公募委員	学習活動、文化芸術

注1) 任期：片貝氏が令和元年6月10日～令和3年3月31日、三浦氏が令和3年4月1日～令和4年3月31日

注2) 任期：白井氏が令和元年6月10日～令和3年3月31日、小能氏が令和3年4月1日～令和4年3月31日

注3) 任期：宮内氏が令和元年6月10日～令和2年3月31日、内藤氏が令和2年4月1日～令和4年3月31日

注4) 任期：柳下氏が令和3年4月16日～令和3年12月15日、松井氏が令和3年12月16日～令和4年3月31日

4. 文京区アカデミー推進協議会設置要綱

18 文区ア第 118 号平成 18 年 6 月 2 日区長決定
21 文アア第 350 号平成 21 年 9 月 1 日改正
23 文アア第 701 号平成 24 年 2 月 20 日改正
24 文アア第 154 号平成 24 年 6 月 1 日改正
26 文アア第 169 号平成 26 年 5 月 1 日改正
26 文アア第 1115 号平成 27 年 1 月 23 日改正
30 文アア第 104 号平成 30 年 4 月 1 日改正
2019 文アア第 106 号平成 31 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 文京区アカデミー推進計画の進行管理を行うため、文京区アカデミー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議・検討を行う。

- 一 文京区アカデミー推進計画における事業の実施状況の点検、評価に関すること。
- 二 文京区アカデミー推進計画の推進に必要な事項。
- 三 文京区アカデミー推進計画の改定に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会の委員は、学識経験者、生涯学習関係団体、スポーツ関係団体、文化芸術関係団体、観光関係団体、国内交流団体、国際関係団体等及び公募区民から文京区アカデミー推進本部設置要綱第 3 条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する者 20 人以内をもって構成する。

2 本部長は、特別の事項を調査し、又は審議するため、前項に規定する委員のほか、臨時委員を委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、2 年以内とし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する委員の任期は、委嘱した日からとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、それぞれ委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は助言を受けることができる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、アカデミー推進部長、アカデミー推進部アカデミー推進課長、アカデミー推進部観光・都市交流担当課長、アカデミー推進部スポーツ振興課長、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長及び教育推進部真砂中央図書館長の職にある者とする。

3 幹事は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(分科会)

第9条 会長は、協議会の効率的運営を図るため、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、協議会から指定された事項について検討し、その結果を協議会に報告する。

3 分科会は、座長及び分科会員をもって組織する。

4 座長は、第3条の学識経験者のうちから、会長が指名する。

5 分科会員は、協議会員のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付則(平成18年6月2日付18文区ア第118号)

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付則(平成21年9月1日付21文アア第350号)

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付則(平成24年2月20日付23文アア第701号)

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

付則(平成24年6月1日付24文アア第154号)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付則(平成26年5月1日付26文アア第169号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付則(平成27年1月23日付26文アア第1116号)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

付則(平成30年4月1日付30文アア第104号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則(平成31年4月1日付2019文アア第106号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

5. 文京区アカデミー推進本部設置要綱

18 文区ア第 33 号平成 18 年 4 月 1 日区長決定

21 文アア第 5 号平成 21 年 4 月 1 日改正

24 文アア第 821 号平成 24 年 4 月 1 日改正

26 文アア第 313 号平成 26 年 4 月 1 日改正

28 文アア第 418 号平成 28 年 4 月 1 日改正

29 文アア第 109 号平成 29 年 4 月 1 日改正

30 文アア第 174 号平成 30 年 4 月 1 日改正

2019 文アア第 125 号平成 31 年 4 月 1 日改正

(設置)

第1条 文京区アカデミー推進計画に係る施策を総合的に推進するため、文京区アカデミー推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 文京区アカデミー推進計画の策定等に関すること。
- (2) 文京区アカデミー推進計画の推進に係る諸施策の調整等に関すること。
- (3) 文京区アカデミー推進計画の点検・評価に関すること。
- (4) その他、文京区アカデミー推進計画推進のための重要な事項の決定

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者とし、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項に規定する者(ただし、前2項に定める者を除く。)とする。

(運営)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に推進本部への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、推進本部に報告する。

4 幹事会は、前項の検討を進めるために検討部会を設置することができる。

5 幹事会に会長を置き、アカデミー推進部長の職にある者をもって充てる。

6 幹事会は、会長が招集する。

7 その他幹事会に関して必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表（第5条関係）

所 属	職
アカデミー推進部	アカデミー推進部長
企画政策部	企画課長
企画政策部	財政課長
企画政策部	広報課長
区民部	区民課長
区民部	経済課長
アカデミー推進部	アカデミー推進課長
アカデミー推進部	観光・都市交流担当課長
アカデミー推進部	スポーツ振興課長
アカデミー推進部	オリンピック・パラリンピック推進担当課長
福祉部	福祉政策課長
福祉部	障害福祉課長
都市計画部	都市計画課長
教育局教育推進部	教育総務課長
教育局教育推進部	教育指導課長
教育局教育推進部	児童青少年課長
教育局教育推進部	教育センター所長
教育局教育推進部	真砂中央図書館長

6. 文京区アカデミー構想（抜粋）

平成17年11月策定

1 背景

本区は、近代教育発祥の地として、現在でも多くの大学等の教育機関が集積する「文教のまち」であり、森鷗外、夏目漱石、樋口一葉など近代文学の礎を築いた文人を多く輩出するなど文化資産に恵まれた、まさしく「文の京」として発展してきた。

このため、本区では平成13年7月に策定した「『文の京』の明日を創る」と題した文京区基本構想でも、その基本政策の一つを「学ぶ楽しさと生きる智恵を育む」とし、この中でさらに「地域の教育・文化資源を活かし、学ぶ心を支援する」「『文の京』の伝統を保全しつつ、喜びと味わいの文化活動を盛んにする」を掲げるなど、生涯学習や文化行政を重点施策と位置づけ、文化資産を活かした施策を行ってきたところである。

しかし、これらの施策を推進するためには、生涯学習と文化行政の一体的な運営が求められるが、本区ではそれらが教育委員会と区長部局で実施されている状況にあり、さらに横断的な事業運営を行うための改善が求められる。

また、ますます多様化、高度化する区民ニーズにこたえていくため、大学・企業等との共催事業等も多く企画されているが、民間的手法と行政の意思決定手順・手続き面で相違があるため、迅速に対応することが困難な場合もある。そして、学校教育の教育改革区民会議とともに、生涯学習についても、現状の課題を見出し、区民の要望に応えるための体制整備の早急な検討が必要とされている。

このような状況から、本年2月には文京区生涯学習推進計画の第2次改定を行った。この中では、「区全域を生涯学習のキャンパスに」という考え方を基本的な視点としながらも、さらに①教育・文化資源を活用した生涯学習によるまちづくり②新たな協働による生涯学習推進ネットワークの構築③活力ある地域社会づくりを目指した生涯学習事業の推進④ITを活かした生涯学習活動への支援等、新たな視点からの生涯学習推進を打ち出している。

今後は、これらの課題を解決するため、自治基本条例にある協働協治の視点も加えた、新たな推進体制の整備や施策の展開が求められている。

2 検討の経緯

(1) 検討組織の設置

教育委員会生涯学習部では生涯学習推進計画の改定作業と併行し、内部的な検討組織を設置して、区民ニーズに的確に対応でき、速やかで柔軟な運営や先進的な生涯学習が展開できる体制づくりについて検討を行ってきた。本年3月にまとめた報告の中で、全庁的な視点から、更に検討を加える必要があるとの報告がなされた。

これを受け、本年4月、(仮称)文京アカデミー構想の検討組織として企画政策部内に担当組織を設置するとともに、関連部署の課長をメンバーとし広く意見集約を行うため本検討部会が設置された。

本検討部会は、平成17年4月1日開催の生涯学習推進本部において、「(仮称)文京アカデミー構想」について検討する旨の下命を受けて構想の策定に着手し、平成17年4月28日第1回検討部会の開催以来、7回の検討を重ねた。

また、この間、教育委員会に報告をするとともに、パブリックコメント、文京区生涯学習推進協議会等からの意見聴取を行い、本構想を策定した。

(2) 検討の経過

平成16年 4月	教育委員会に(仮称)文京アカデミー構想推進委員会及び同検討部会設置
平成17年 2月	文京区生涯学習推進計画(第2次改定)
2月	第1回区議会定例会文教委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想について」
3月	教育委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想について」
3月	(仮称)文京アカデミー構想推進委員会報告決定
4月	企画政策部に文京アカデミー担当設置
4月	文京区生涯学習推進本部の下に(仮称)文京アカデミー構想検討部会及び同分科会設置
5月	教育委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の進捗状況について」
6月	第2回区議会定例会文教委員会及び総務区民委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の検討状況について」
8月	第6回(仮称)文京アカデミー構想検討部会(素案)決定
8月	文京区生涯学習推進本部に素案報告
10月	第3回区議会定例会文教委員会及び総務区民委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の概要について」
10月	第7回(仮称)文京アカデミー構想検討部会(最終報告)
11月	教育委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の最終報告について」
11月	文京区生涯学習推進本部に最終案報告(決定)

3 構想の意義（目標）

本構想は、従来からの生涯学習・文化・スポーツ施策の様々な課題について、全庁的な視点から検討を加えることでより効果的な方策を見出し、区民にとって満足度の高い施策を提供していくものである。

例えば、本区の文化施策での課題としては、①文化・芸術活動の拠点である文京シビックホールは、区民部が所管し独自の事業展開している一方、生涯学習部においても、ホールを利用した事業企画を行っており、区としての統一的なコンセプトに欠けてしまう。②ホールと並び文化・芸術活動の拠点であるギャラリー・シビックなどは生涯学習部が運営しているため、一体的な活用が図りにくい。などの課題が生じている。

また、学習講座などにおいては、①時代の変化により、ますます多様化する区民ニーズに即応し、かつ、効果的・効率的な行政運営を図る必要がある。②多くの大学等の教育機関が、生涯学習事業を提供しているという恵まれた環境の中で、それぞれが個性を發揮しながらも、共存共栄できるしくみを構築する。などの課題をあげることができる。

これらの課題を解決することで、「文の京」を象徴する文化施策の拡充に加え、より高度・専門的な講座や多彩な学習機会の提供、大学施設や民間文化施設の利用拡大、さらに、学習の成果を地域貢献として還元できるシステム構築など先進的な施策を展開するものである。

また、本構想の実現手段としては、大学・企業・NPOなどとの各種ネットワークの構築が不可欠となるが、これらが機能するためのネットワークセンター機能を行政が積極的に担うなど、コーディネーターとしての役割を果たすことが必要である。

即ち、効率的で柔軟な対応を行うための体制を構築することで「区内まるごとキャンパス」化を実現し、最先端の生涯学習と新たな文化・芸術を区民との協働・協治により、幅広く展開する「生涯学習都市・文京」を築くものである。

【文京アカデミー構想とは】

○最先端の生涯学習を「区内まるごとキャンパス」化して展開する政策名である。

【文京アカデミーとは】

○生涯学習・文化行政を総合的に推進する組織名である。

4 基本的な方向性

(1) 多様な学習講座の拡大

本区では、これまでも民間教育事業者のノウハウを活用した学習講座の開設や、「IT人材育成特区講座」など、他自治体と比べても先進的な施策を展開し、多様な学習機会、発表の場を提供してきた。しかし、近年ますます多様化する区民の学習ニーズに応えるためには、さらに多彩なカリキュラムの提供が求められている。

それに応えるために、従来の基礎的、導入的な講座だけではなく、高度・専門的な知的欲求やキャリアアップに対応する学習機会を提供し、先進的な講座をはじめ、従来にも増して多様な学習講座の受講を可能とする方策を推進する必要がある。

(2) 大学等の教育・文化資源の活用

本区は、15もの大学が集積するなど、多数の教育機関を擁しており、従来から学長講演会、大学公開講座等が行われてきた。こうした地域資源については、社会人大学院の区民開放、大学図書館の開放など、更にハード、ソフト両面で連携を強化することで、生涯学習や文化振興を一層充実することが可能である。また、大学や各種法人の文化施設や、そこで保有する貴重な資料等の区民の利用拡大を図ることも今後の課題である。

折りしも、近年では、大学や企業でも地域貢献に対する意欲が高まり、大学におけるエクステンションセンターの設置をはじめ、企業メセナも活発に行われている。このため、今後は行政の果たす役割も自治体の個性に応じたものであるべきであり、大学や企業等との共存・連携の中で地域資産の一層の活用や、本区の地域特性を活かした文化発信事業を行うなどの方策を推進することが求められている。

(3) 学習の成果を活かす

これまでの生涯学習では、初歩的な趣味、教養講座に軸足を置き講座の企画運営が行われてきた。受講後のさらなる向上は民間事業者又は、自主サークルなどに委ねられる部分が多かったといえる。

また、「文の京文芸賞」をはじめ全国的な文化創造・発信事業を実施するなど発表の場を提供してきたが、さらなる充実が求められる。今後は、高度な知識習得や長期開講講座を設けるとともに、例えば、他自治体では例のない、区独自の資格制度を設け、資格取得者には区の実施事業などで学習成果や能力を発揮する機会の提供や講師等として登用する。

このように学習成果を活かすことは、地域貢献の場を更に広げ、区民との協働を実践し、併せて、受講者の学習意欲・達成感を高める方策としても重要である。

5 目標実現のための方策

(1) 3つのネットワーク

本区では、これまでも、樋口一葉ゆかりの地域と協働した「一葉物語事業」をはじめ、新聞社との共催による「英国科学実験講座・クリスマスレクチャー」、区民参加型事業である「区民オペラ」などの文化創造事業や、学習講座ではゼミ方式による「区民大学院」を開設するなど、先駆的な事業に取り組んできた。今後は、これらの事業を充実・拡大するとともに、新たな方策を講じていくものである。

そのためには、本区の特性である、大学をはじめとした多くの教育機関、文化施設などの地域資産を活用し、区民に様々な形で還元していくことが必要である。地域資産を点から面への広がりとして展開を図り、それぞれが補完しあい、より活性化するためのネットワーク化が不可欠であり、行政はネットワークセンターとしての機能を積極的に担い、先導的な役割を果たしていかなければならない。すでに各大学とは16年度から生涯学習担当者の連絡会を設け、連携のための検討に着手しているが、今後は、企業等も加えた区民参画による実効性のあるネットワークづくりを進めていくものである。

本構想では、これらの多様な事業展開を目指し、次の3つのネットワークを構築する。

①学びのネットワークの構築

区と区内大学との協力関係は、公開講座、連携講座をはじめ、「IT人材育成特区講座」を共催実施するなど、徐々に確立しつつあるが、更に、大学等を地域に浸透させていくためには、区が区民と大学との橋渡しを推進することで講座等へ区民意見を一層反映するしくみを構築していくことが求められている。

また、企業による地域貢献事業も活発に行われてきているが、区民が望んでいる事業テーマの把握、集客のための方策、地域PRのノウハウなどに苦慮している。これらは行政との協働により解決できることも多い。さらには、NPO等の活動も目覚しく、その内容も多様であり充実したものとなっている。

今後は、生涯学習担当者連絡会に区民、企業等も加え、定期的を開催することで総合的な事業調整を図るとともに、情報交換を行うことで相互が機能し、また補える体制を構築する。

②教育・文化資産のネットワークの構築

区内の大学・企業等との関係については、従前からの一定の関係は担保されているものの、「区内まるごとキャンパス」とまでには至っていない。多くの区民から要望のある大学図書館や体育施設開放などもその実現数はまだ少ない。しかし、大学・企業にとっても地域貢献の重要性が認知された現在、行政が相互にメリットを感じることでできる提案を積極的に行うことで、施設開放をはじめ、保有資料などの公開を働きかけていく。

また、区内に多く存在する博物館・美術館等の連携を深め、集客力アップのための共同企画や共同PRなどの検討を行う。さらに、本区には野球博物館、サッカーミュージアム、講道館のスポーツの殿堂が集積していることから、それぞれとの連携事業も検討していく。

③人づくりネットワークの構築

従来、生涯学習では、初級クラスを中心とした趣味・教養講座を開設することで、区民に自己実現の場を提供してきた。しかし、本構想ではさらに、区独自の資格制度を設け、インタープリターや（仮称）生涯学習士などの養成講座などを設けることで、修了者に対しキャリアアップや地域貢献などの活躍の場を広く提供するものである。このため、行政、大学、NPO、企業等との連携により、それぞれが求める人材情報や活躍の場の情報を交換・共有する、人づくりのネットワークを構築し、区民の高度な知的欲求を満たす方策を講じていく。

また、文化・芸術活動においても、若手アーティストを中心にホールなどの既存の施設にとどまらず、商店街・公園などの屋外施設など、まち全体に発表の場を確保することで、新たな文化芸術活動を担う人材を育成していく。

文京区アカデミー推進計画

令和4年3月

発行 文京区アカデミー推進部アカデミー推進課
所在地 〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16-21
電話 03(5803)1307(直通) FAX 03(5803)1369
URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 D0121055

頒布価格 1,400円

